

令和4年度 第1回

丹波篠山市まちづくり審議会議事録

と き 令和4年5月24日（火）

ところ 丹波篠山市役所第2庁舎301・302会議室

丹波篠山市まちづくり審議会

令和4年度第1回丹波篠山市まちづくり審議会議事録

令和4年5月24日、令和4年度第1回丹波篠山市まちづくり審議会が招集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和4年5月24日(火) 13時30分開会

(場所) 丹波篠山市役所第2庁舎301・302会議室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 田中栄治委員 松田法子委員 松本邦彦委員

加藤哲夫委員 田淵清彦委員 井本季伸委員 酒井扶美委員

【オブザーバー】

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 所長補佐兼課長 岡本憲幸

【事務局】

まちづくり部 部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課 課長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 荒木敏文

まちづくり部地域計画課景観室 主査 足立裕也

3. 会 議

1. 開会（13時30分）

2. あいさつ

近成部長よりあいさつ

3. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

4. 議事録署名人の指名

丹波篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長が松本邦彦委員と田淵清彦委員の2名を議事録署名人に指名

5. 審議事項

【諮問第1号】

・開発行為等の事前協議（平和発條(株)工場増築）について

～ 事務局及び事業者からの説明後に質疑応答 ～

田淵委員

今回の増築計画については、丹波篠山市では国の法律を活用した初めての事例と思いますが、活用した内容の説明と、今回の増築する敷地は6千平方メートル強となっていますが、国の法律を活用すれば、更に増築敷地の拡張が可能となるか説明をお願いします。

創造都市課

農業振興地域内の農用地を工場用地として活用するため、国の法律に基づく制度を活用して、農用地除外の手続きを行っています。

今回の事業地以外に追加拡張の予定はないと事業者より聞いています。

田淵委員

今回の事業地以外に拡張はないとのことですが、事業地以外の東側農地も国の法律に基づき手続きされていると聞いていますがどうしてですか。

創造都市課

地域未来投資促進法に基づく計画に重点区域を指定することができますが、指定できる範囲の規定が小字単位となりますので、今回の事業地以外の東側農地も重点区域に指定されることとなります。

しかしながら、今回の事業地以上に拡張の計画がないことは事業者の確認を取っています。

田中委員

何点か確認したいことがあります。1点目は、建物の外観に関して、既存の建物と同じものが建築されるとのことですが、材料や色彩についても既存の建物と同じと考えて良いですか。

2点目は、既存の建物の東側の壁面に社名の看板が設置されていますが、増築されることにより現在の看板が見えなくなることから、新たに増築された壁面に看板を設置される予定がありますか。

3点目は、新たに増築する敷地には周囲に植栽をする計画となっていますが、既存敷地の周囲にコンテナが設置されている状況から見て、将来的に今回植栽される緑地を撤去して既存敷地と同じようにコンテナが置かれるのではないかと心配しています。

なお、既存敷地に置かれているコンテナについて、何らかの修景等を考えられていますか。

事業者

増築する建物計画については、既存建物を基本とした考えでいますが、外壁の色彩については具体的には決定していません。

丹波篠山市からは、既存建物の壁面が白に近い色となっているため、増築する建物は、徐々にグレーの色彩にすれば良いのではないかと意見も受けていますので、今回の審議会からの意見も踏まえて色彩を決定したいと考えています。

東側に設置している看板については、周囲からほとんど見えない場所に設置していますので、増築後については設置しなくても良いのではないかと考えています。

現在設置しているコンテナには、既存建物に入らない物を保管している状況ですので、増築後は撤去の方向で考えています。

井本委員 今回の事業地は、丹波篠山市土地利用基本計画の田園環境保全区域に位置し、産業振興に資するもので田園環境に配慮するものは立地可能であるとの説明でしたが、建築面積の制限はありますか。

事務局 建築面積の制限はありません。

田淵委員 植栽に関して、今回の事業地が農地の真ん中に位置することから、高木を植栽することにより鳥が集まり丹波篠山の特産品である黒大豆の被害の原因となることが想定されます。

開発の基準で必ず植栽しなければならない本数はあるとは思いますが、農地の真ん中という位置を考えたくて配慮した植栽計画にさせていただきたいと思います。

松本委員 資料で屋根に太陽光発電の設置を考えているとの記載がありましたが、現時点で設置についての判断は出ていますか。

事業者 当工場が省エネ法の第2種指定工場に指定されていることから、毎年エネルギー消費を削減する必要がありますので、増築建物が建築されれば、屋根には太陽光発電パネルを設置する予定です。

～ 質疑応答終了・事業者退室 ～

田中委員 過去の審議案件で、背景の農地や山の色に比べて白が目立ちすぎるので少しグレーにするよう色彩を指導した案件がありましたが、今回も当てはまると思うので、参考に既存建物の外壁のマンセル値が分かれば教えてください。

事務局 事務局としては、既存建物の外壁のマンセル値を調査していませんのでわかりません。

田中委員

既存建物が国道176号沿いの緑で囲まれた敷地で農地の中の敷地と完全に分かれているのであれば、農地の中に建築される外壁の色は少し明度を下げた方が良く考えますが、農地の中の敷地に既に2棟建築されているので、既存建物の外壁の色に合わせるのが良いのか、今回増築する建物で切り替えて、将来、既存建物の外壁のメンテナンス時に増築建物の外壁の色に合わせてもらうのが良いのか、どちらが良いのか迷っています。

農地の中の建物の外壁は真っ白にしない方針とするのであれば、今回の増築建物の外壁は明度を下げてグレーの方向に持っていければ良いと思っています。

松本委員

先ほどの田中委員と同意見で、背景の山との関係で、特に遠くの山は明度が低いので、既存建物の外壁の色に合わせると、明度差が出て建物が目立ってしまうのではないかと考えています。

既存建物の外壁の色については、メンテナンス時に今回の増築建物の外壁の色に合わせてもらう方が、将来的に見て良いものになるのではないかと考えています。

角野議長

建物の外壁の色彩についての答申内容については、配慮事項として周辺の状況に配慮いただきたいという表現で事務局と調整します。

田中委員

看板に関して、事業者からは設置しない方向で考えられていることは確認しましたが、仮に看板を設置するのであれば大きさや色彩の調整が必要となります。

ただ、景観的なことを考えると設置しない方が良く思います。

既に設置されているコンテナについては、将来撤去の方向で検討されているということでしたが、ぜひ撤去の方向で進めていただき、撤去後の修景についても検討してほしいと事業者伝えてください。

角野議長

植栽についての意見はありますか。

田淵委員	高木とは何メートル以上の木を言うのですか。
事務局	6メートル以上の木を高木と表現しています。
田淵委員	建物より高い木の植栽が本当に必要ですか。
事務局	植樹時には3.5メートルから4メートルの樹木を植栽しますが、遮蔽に必要な樹高になるのには10年程度必要になります。 特に北側の植栽は、田園の中に建物がよく目立つので必要になると考えています。
田淵委員	建物を隠すために高木の植樹が必要との説明がありましたが、人が物を見る とき上の方向を見らると思うので、建物より高い樹木は必要でないと思います。 将来的なことを考えて、農地の中に高木の植栽が必要なのか、また、良いのかということも含めて検討いただきたいと思います。
田中委員	田淵委員の意見のとおりで、緑で建物を全て隠す必要はないと思います。 町の中での手法としては常套手段ですが、田園の中では当てはまらないと思います。 建物の角に緑のまとまりがあり、足元の緑が連続していれば、建物の色彩が背景の山とのコントラストの調整がされ目立たない色であれば問題ないと考えます。 植栽計画で常緑樹を植栽するとありますが、常緑樹も落葉の時期が異なるだけで落葉はします。また、実のなる樹種を選定されていますので、鳥が集まることを考慮するともう少し樹種を検討した方が良いでしょうと思います。 全体的な緑の量としては、覆い隠すほどの量と木の高さは必要ないと思います。
松本委員	一般的な田園景観の中での大規模建築物の隠し方については、壁面の延長が長いところでは、全てを植栽で隠すのではなく、中央に植栽を配置することで

視覚的に分節の効果がありますので、植栽配置計画を見ると分節効果が期待できる配置となっています。

ただ、建物の角が気になるので、その場所に植栽を配置すると周囲に対して柔らかい印象になりますので、植栽計画では多くの植樹を計画されていますので、植栽の配置を少し変更すると向上が図れるのではないかと思います。

ただ、今の植栽計画でも良いと思います。

角野議長

植栽に関しては、隣接する農地に鳥害等の影響が出ない樹種の選定となるように配慮いただきたい内容と、建物に対する効果的な演出として、分節化や角地への植栽について、樹木の配置計画を検討いただきたい内容を答申書に盛り込むことになると思います。

酒井委員

東側と南側の一部に付け替えられる水路の所有は誰になりますか。

事務局

今回の工場増築敷地の造成に伴う農業用水路の付け替え工事ですので、工事は事業者で実施することになりますが所有は事業者ではありません。

酒井委員

この場所に限らず、樹木の落ち葉が原因となる水路機能への影響については問題になっています。

この水路が事業者所有でないとすると、余計に水路機能に影響を及ぼさないよう適正な植栽管理を事業者に伝える必要があると思います。

角野議長

全体の意見をまとめさせていただくと、以下の3点の意見が出ました。

- ① 建物の外壁の色彩については、周辺の状況に配慮した色彩としていただきたい。
- ② 植栽について、隣接する農地に鳥害等の影響が出ない樹種の選定となるように配慮いただきたい。
また、建物に対する効果的な演出として、分節化や角地への植栽について、樹木の配置計画を検討いただきたい。
- ③ 農業用水路に影響を及ぼすことのない適正な植栽管理を行うよ

うにしていきたい。

答申書に記載する内容については、私に委任していただくことで、ご異議ございませんか。

～ 異議なしの声 ～

角野議長

異議なしとの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

【諮問第2号】

・開発行為等の事前協議（太陽産業㈱ホール新築）について

～ 事務局及び事業者からの説明後に質疑応答 ～

田中委員

外壁の材質と色について確認したいのですが、まずマンセル値N 9. 5の箇所ですが、このマンセル値ではかなり白くなります。材質が漆喰塗りの場合には白くなることもありますが、ペンキ塗装するとかかなり白くなってしまい、目にまぶしくなるとともに、将来的に汚れが目立つ感じになります。漆喰塗りの場合は本来の色が良いと思いますが、ペンキ塗りの場合はもう少しマンセル値を下げてN 8. 5ぐらいが良いと思います。

次に、マンセル値N 1. 5の箇所ですが、材質として本当の焼杉板を使用されるのか、焼杉板風の材料を使用されるのかお聞きしたい。

屋根については、瓦葺きなので材質は金属となると思いますが、古民家の外観がある程度基準になってくると思います。古民家の場合は、屋根の色は黒ではなく燻銀でグレーに近い色となりますので、燻銀の色にさせていただくのが良いと思います。

全体的には古民家風で計画いただいていますので、非常に良いと思います。

事業者

外壁のマンセル値N 9. 5の部分については、モルタルにペンキ吹付け塗装を考えています。色については、漆喰の色をイメージした選定となっています。

吹付け塗装ですので、色の変更は可能であると考えています。

腰壁部分の焼杉板については、本物の杉板を焼いたものを使用します。色としては、黒からこげ茶のグラデーションを付けたものを使用する予定としています。

屋根は、瓦棒葺きで艶消しの黒を考えていますが、メーカー標準品の塗装色ですので、グレーと黒の中間の色を選定したいと思います。

田中委員

メーカー標準品にも燻瓦に近づけているものもありますので、燻瓦に近い色を選んでいただくと良いと思います。

松本委員

外壁の明度が高いことについては同意見です。

その他として、室外機などの図面に反映されていないものはないでしょうか。

事業者

室外機の設置を考えていますが、設置は前面道路から見えない場所に並べたいと考えています。

角野議長

事業地の東側の住宅地等の隣地境界付近の現況について説明をお願いします。

事業者

事業地の東側と住宅地の間については、1メートル程度の擁壁と、その上に1.2メートルの高さの目隠しフェンスが設置されています。

また、その内側に排水路が整備されており、現況は碎石敷きとなっています。

角野議長

計画建物の北側にカイズカイブキが帯状に配置されていますが、その意図の説明をお願いします。

事業者

計画建物の窓から隣接する住宅の2階が直接見える位置となりますので、双方の遮蔽の目的で、カイズカイブキを植栽する計画としています。

～ 質疑応答終了・事業者退室 ～

井本委員

当該事業地の計画上の位置付けについて確認します。

丹波篠山市土地利用基本計画では住環境形成区域に該当すると思いますが、兵庫県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく計画整備地区の野中地区にも該当することになります。

この場合は、計画整備地区が優先する考え方でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

角野議長

他に意見が無いようですので、意見をまとめたいと思います。

以下の2点の意見が出ました。

- | | |
|---|---|
| [| ① 壁面のマンセル値N9.5は真っ白に近い色となるため、マンセル値N8.5程度の色となるよう検討されたい。 |
|] | ② 屋根の色彩は燻瓦の色になるよう検討されたい。 |

答申の内容としては、「丹波篠山の伝統的な民家に準じた建築計画となっていますので、壁面及び屋根の色彩についても伝統的な民家の特徴を尊重した色彩とされたい。」とすることで、答申書に記載する内容については、私に委任していただくことで、ご異議ございませんか。

～ 異議なしの声 ～

角野議長

異議なしとの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

6. 報告事項

- ・景観重要建造物の指定について

事務局より報告

7. 閉会（15時17分）